

発議第 2 号

免税軽油制度の継続を求める意見書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 99 条の規定により、関係行政庁に対し別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和 2 年 6 月 5 日提出

提出者	佐	藤	幸	吉
賛成者	大	泉	奈	美
	佐	藤	光	康
	荒	木	俊	夫

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」という。）が、令和3年3月末日で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、元来、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途に認められてきたものであります。

スキー場産業では、索道事業者が使うグレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

さらに、わが西川町の月山スキー場は全国のスキー場が営業を終了する春からスキーシーズンに入り、7月まで営業するという全国的にも稀なスキー場ではありますが、今般の新型コロナウイルス感染症対策に基づき休業を余儀なくされ、筆舌に尽くしがたいほど困難な状況にあることを申し添えます。

以上のことをふまえ、免税軽油制度の継続を求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月5日

山形県西川町議会議長 古澤 俊一

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
経済産業大臣	梶山弘志	殿
国土交通大臣	赤羽一嘉	殿

発議第 3 号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 99 条の規定により、関係行政庁に対し別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和 2 年 6 月 5 日提出

提出者	伊 藤 哲 治
賛成者	佐 藤 耕 二
	菅 野 邦比克
	佐 藤 仁

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策などで人員不足が懸念されます。

また、学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月5日

山形県 西川町議会議長 古澤 俊一

衆議院議長 大島 理 森 殿
参議院議長 山東 昭 子 殿
内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿
財務大臣 麻生 太 郎 殿
総務大臣 高市 早 苗 殿
文部科学大臣 萩生田 光 一 殿